第四十八条の十六の二第三項中「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第四十八条の十六の三第一項中「第四十八条の十五の五第一項」を「第四十八条の十五の四第一項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第二項中「及び第六項」を削る。

第五十六条の八十九第一項中「金額は、三十三万円」を「金額は、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、「（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）」を削り、「場合には、三十三万円」を「場合には、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第二項第二号中「三十三万円」を「四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第五十七条の二中「第四十八条の十三第三十項」を「第四十八条の十三第二十七項」に改め、同条の表第四十八条の十の項及び第四十八条の十の三の項中「市町村民税」を「市町村に」に、「都民税」を「都道府県に」に、「市町村」を「関係市町村」に、「都道府県」を「関係都道府県」に改め、同表第四十八条の十の六の項中「第四十八条の十の六」を「第四十八条の十の四」に改め、同表第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三の項中「第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三」を「第四十八条の十一の八、第四十八条の十一の十五、第四十八条の十一の二十、第四十八条の十一の二十三及び第四十八条の十一の二十七」に改め、同表第四十八条の十二第一項の項を次のように改める。

第四十八条の十二第一項	市町村民税の中間納付額	都民税の中間納付額
	市町村長	都知事
	当該市町村民税	当該都民税
	市町村内	都内
	市町村民税に	都民税に
	市町村民税額	都民税額
	市町村民税の法	都民税の法
	市町村民税で	都民税で

第五十七条の二の表第四十八条の十三第二項の項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同表第四十八条の十三第八項の項中「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書」を「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」に改め、同表第四十八条の十三第九項の項中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第八項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十八項」に改め、同表第四十八条の十三第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項の項中「第四十八条の十三第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項」を「第四十八条の十三第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項」に改める。

第五十七条の二の二中「第三百二十一条の八第二十四項の」を「第三百二十一条の八第三十六項の」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第一号中「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条から第五十七条の二の四まで及び第五十七条の四において同じ。）」、「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」を「の控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同号ロ中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改める。

第五十七条の二の三中「第三百二十一条の八第二十五項の」を「第三百二十一条の八第三十七項の」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第一号中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の九の三第三項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」を「の控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、同号ロ中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に改める。

第五十七条の二の四中「準用する法第三百二十一条の八第二十六項」を「準用する法第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第一号中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」を「において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」に、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同号ロ中「又は連結事業年度」を削り、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改める。

第五十七条の二の五中「第三項を」を「第二項後段を」に改める。

第五十七条の四中「、連結事業年度」を削り、「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に改める。